

○宮崎大学教育学部教員免許状更新講習委員会規程

平成 28 年 11 月 2 日
制 定

(設置)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、宮崎大学が実施する教員免許状更新講習について、宮崎大学教員免許状更新講習実施委員会と連携し、円滑な企画及び運営を図るため、宮崎大学教育学部教員免許状更新講習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、宮崎大学教員免許状更新講習実施委員会と連携し、教員免許状更新講習の取り組みに関する活動を支援するため、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 教員免許状更新講習（本学部担当分）の企画・運営に関すること。
- (2) 教員免許状更新講習（本学部担当分）の評価に関すること。
- (3) 教員免許状更新講習（本学部担当分）の実施に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副教務長
- (2) 講座及び小講座から選出された教員各 1 人

(委員の任期)

第 4 条 前条第 2 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 号の委員をもって充て、副委員長は第 3 条第 2 号の委員から選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 2 日から施行する。